主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告人の上告理由について。

<u>訴外Dは韓国籍を有していたものであつて、その死亡による相続については、第</u>一審判決のいう旧法が適用され、その相続財産は長子の男子が単独で相続したものというべきで、したがつて、長子ではない上告人は相続財産である本件賃借権および建物所有権を取得しなかつた旨の原判決(その引用する第一審判決)の認定判断は、その挙示の証拠関係に照らして首肯できる。原判決には所論の違法はなく、論旨は採用できない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文の とおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

判長	裁判官	;	松	田	=		郎
ā	裁判官		入	江	俊		郎
į	裁判官		長	部	謹		吾
į	裁判官	į	岩	田			誠
Ī	裁判官		大	隅	健	_	郎